

論文の内容の要旨

論文題目 1750年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究

氏名 藤原敬士

本稿は広州貿易（アヘン戦争前の広州における対イギリス貿易）の貿易実態の分析を通じ、当時のイギリスと清朝との関係について新たな解釈を試みようとするものである。対象とする時期は1750年代で、この時期はこれまでカントンシステムという対西洋貿易制度が確立する時期であると言われており、広州貿易の分析では避けて通ることのできない期間である。用いる史料はイギリス東インド会社の文書に含まれる、広州商館日誌である。

この分野の研究としては、古くはモース（H. B. Morse）のものが著名であり、長い間通説として定着してきた。近年になって幾人もの研究者がモース以来の学説に批判を加え、新たな成果を生み出してきたが、筆者の理解では旧説を完全に葬り去ることができていないようである。なぜなら、行商（対西洋貿易に従事した商人）による貿易の「独占」が本当に存在したかどうか、また取引における中英双方の力関係はどのようになっていたのか、という点が明らかになっていないからである。そこで本論文では制度面と、貿易実態の両面から分析を行った。

論文全体の流れとしては以下のようなになる。

1730年代の乾隆帝即位以来、イギリス東インド会社の貿易監督者（管貨人）たちは、広州での貿易状態を比較的良好と判断し、取引を重ねていた。1750年代に入って、対西洋貿易を管理する任にあった両広総督および粵海関監督（以下、広州当局と略記）は、保商の制度化（1754年、第1章）や行商の貿易「独占」布告の発布と撤回（1755年、第2章）な

ど、管理者の権限を用いて貿易制度に変更を加えてきた。広州当局がこうした行動に出た動機のひとつとして、皇帝から命じられた舶来品の収集という任務があった。皇帝は各地の官僚に特産品を貢納させており（貢品制度）、広州の場合は西洋人が集まる場所であったことから、機械仕掛けの時計や宝石類など舶来の価値あるものを貢納するよう要求したのである。そこで広州当局は行商に取引を集中させ、舶来品を余さず管理下に置こうとしたものと考えられる（第3章）。

一方、管貨人はこうした措置を、行商たちを苦しめるものだと考え、徹底して抗議した。同時に東インド会社は広州以外の貿易港を開くため寧波に貿易船を派遣した。この派遣は、当初は清朝中央によって容認されたが、清朝中央は内地商人とイギリス人が結託して秩序を乱すことを恐れ、次第に船を来航させない方針に変わっていった。そうした中でもイギリス船が取引できたのは、道台以下の地方中級・下級の役人が手引きしたからに他ならない。しかしその貿易も、管貨人たちが望んだような好条件であったとは言えず、結果として期待はずれに終わった（第6章・第7章）

広州における貿易実態に関して新たに明らかになったのは、管貨人たちが故意に貿易シーズン中の通常価格の茶葉を買わず、シーズンが終わって売れ残った茶葉を買いあさっていたことである。こうしたシーズン外の茶は概ねシーズン中の価格の約6割で買うことができたため、管貨人にとっては大変なメリットであった。そのことから、管貨人らは1750年代を通じて茶葉をシーズン外に購入するシステムを確立しようと、シーズンが終わってからも管貨人らを広州に残し、取引に従事させていた（第4章）。

こうした手法で取引できた理由の一つとして、イギリス人が買いあさっていた茶は腐敗・焦げの生じた著しく品質の低いものだったという点が挙げられる（第5章）。

また広州に管貨人を常駐させ、貿易の拠点となりうる倉庫を確保し、内地の商人を茶や絹の産地に秘密裏に派遣して商業情報を探らせるなど、行商を媒介とした従来の貿易制度を揺るがすような変更を次々に加えていった。もちろん管貨人はあからさまに規則を変えるような権限は持っていなかったが、取引の中の慣習の部分に変更を加えることで、貿易制度の根幹を揺るがすことが可能だったのである。さらに清朝中央にとって秩序の危機と捉えられたのは、フリント事件であった。これは会社の管貨人で通訳でもあったフリントが、天津近くに船で至り、広州貿易に対する数々の要望のほか、粵海関監督による賄賂の強要などを清朝中央に直接訴えた。清朝中央は訴えを聞いてその実態を調査させると同時に、こうしたイギリス人による逸脱が二度と起こらないよう広州当局に指示を下したのである。このように、1759年までにはイギリス側の働きかけによって広州では行商たちが利益を得られず苦境に陥ったことと、フリント事件に象徴される逸脱行為という2つの問題が生じていた。これらへの対策として広州当局は「防範外夷規條」（西洋人の行動を制限する規則）、独占団体といわれた公行の設置などを行うが、それはイギリスが広州において自らの貿易に有利な取引システムを構築しようとしたことへの反応として現れたものであり、一方的に清朝側の不当性を強調することはできない。むしろ制度・秩序・慣習といったも

のが、それに関係する様々なアクターの行動を反映する形で現出していることの実例を、広州貿易の姿の中に見出すことができる（第8章）。

冒頭に掲げた2つの問題については、以下のように回答できる。

まず貿易「独占」であるが、先行研究がその「独占」制度の論拠としてきた1755年布告は、一旦発布されるものの西洋人や中国人商人の反対にあい、イギリス人が舶来品を一番に広州当局者に見せるという条件付で撤回された。その後も本論文で分析した時期において行商の「独占」制度は確認できなかった。もちろん時代を下って分析する必要性はあるものの、当面の結論として「独占」制度は1750年代にはなかったと結論付けられよう。

また貿易実態については、先行研究ではイギリス人に不利な値段で取引しなければならなかったなど、中国人商人の立場の強さが強調されてきたが、シーズン外取引に意図的に持ち込むことで茶葉購入のコストを抑え、また個別の取引においても強気な値切り交渉を行うなど、むしろイギリス側の力が強いように見える。一方行商側は、購入によって欠損が出る毛織物を買わされ、利益が出るはずの茶葉や絹（生糸）の取引でも思うような条件で取引できなかったことから、税の未納や西洋人に対する借金を返済できないような商人もいた。以上のように、取引において苦境に陥っていたのは、むしろ行商側であったと結論付けられる。